

# 平成 28 年度講師希望者登録のお知らせと講師制度の概要

## 大阪府教育委員会

平成 28 年度に大阪府内の公立学校（注）において、講師〔常勤講師（産休臨時講師等）、非常勤講師〕として勤務を希望する人の登録の申込み受付を行います。ただし、講師は必要が生じた場合に限って採用します。登録された人がすべて採用されるものではありませんので、ご注意ください。

（注）大阪府内の公立学校とは、①小中学校〔大阪市立・堺市立学校及び豊能地区（豊中市・池田市・箕面市・豊能町・能勢町）の市立・町立学校を除く〕②大阪府立高等学校、岸和田市立産業高等学校（定時制）、東大阪市立日新高等学校（定時制）③大阪府立支援学校（平成 28 年度に大阪府に移管される予定の現大阪市立特別支援学校を含む）、八尾市立特別支援学校をいう。

### 登録できる人

- 平成 28 年 4 月 1 日時点で有効な当該校種・教科の普通免許状を有する人又は取得見込みの人（取得見込みでの登録受付は、平成 27 年 11 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日の期間のみ）
- 地方公務員法第 16 条及び学校教育法第 9 条に該当しない人

### 勤務条件等についての概要

#### 【常勤講師】

任用形態	公立学校の教員に欠員状態が生じた場合、期限を付して臨時任用します。任用期間内は、毎日勤務していただきます（原則、週休日・休日を除く。）。
給与等	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本給与（給料＋教職調整額＋地域手当＋義務教育等教員特別手当）                      大学新卒（4 年制） 約 236,000 円                      短大新卒（2 年制） 約 214,000 円                      ※経歴その他に応じて一定の基準により加算。                      ※基本給与の支給限度額は、小・中学校の講師で約 366,000 円、高等学校、特別支援学校の講師で約 388,000 円です。                      ※金額は平成 27 年 10 月 1 日現在です。（今後変更される場合があります。）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>昇給 なし                      ※任用の都度、給料月額が決定されます。ただし、給料月額は条例の改正に伴い変動する場合があります。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>諸手当                      扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、教員特殊業務手当等の諸手当をそれぞれの条件に応じ支給。                      ※扶養、住居手当は、月の初日に要件を満たしている場合に限りその月の手当を支給。ただし、期限満了日が月の初日の場合は、その月にかかる手当は支給されません。通勤手当については、任用期間に応じて支給されます。                      ※扶養、住居、通勤手当は届出をしないと支給されませんので事実が生じた場合は、直ちに届出を行ってください。（任用期間が引き続かない場合は、改めての届出が必要です。）                      ※教員特殊業務手当（修学旅行等の泊を伴う行事の引率指導や土日等における部活動指導等に係る手当）は、実績があった翌月に支給されます。                      ※期末手当、勤勉手当は基準日（6 月 1 日、12 月 1 日）に在職する職員及び基準日前 1 月以内に退職した場合に在職期間に応じた額が支給されます。</li> </ul>
支払方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職手当                      引き続き 6 月以上の期間を勤務した場合は、一般の退職手当が支給されます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料（手当を一部含みます。）                      月の 1 日から末日までの期間について、その月の月額が 17 日（その日が土曜日に当たるときは 16 日、日曜日又は休日に当たるときは 18 日（その日が休日に当たるときは 15 日））に支給されます。</li> </ul>
勤務時間・休暇	<ul style="list-style-type: none"> <li>勤務時間                      週当たり 38 時間 45 分                      （月～金／勤務日、土・日／週休日・休日）                      昼間に授業を行う学校又は課程／ 8 時 30 分から 17 時 00 分                      夜間に授業を行う学校又は課程／ 13 時 15 分から 21 時 45 分                      ※基本的な勤務時間の割振りであり、学校により異なる場合があります。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>休暇                      年次有給休暇は 1 年間につき 20 日付与。                      計算式（任用期間の日数÷ 365 日）× 20 日（小数点以下は切り捨て）                      特別休暇は、正規職員と同様に制度化されています。（例）結婚休暇、喪休暇、子の看護休暇等</li> </ul>

社会保険等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険 「職員の退職手当に関する条例」が適用されるため、雇用保険の加入はありません。 なお、「職員の退職手当に関する条例」に定める「失業者の退職手当」(※)については、引き続き勤続期間が12月以上の場合に支給の対象になります。 ※「失業者の退職手当」とは、雇用保険の失業給付に相当する「職員の退職手当に関する条例」上の制度</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険(健康保険、厚生年金保険) 当初の任用期間が2月を超える場合は、任用初日から加入。ただし、当初の任用期間が2月以下で、任用期間が1月を超える更新をされることとなった場合は、更新日以降加入。 <b>【社会保険の加入継続扱いについて】</b> 資格の取り扱いについては、任用実績にかかわらず、前任用期間の終期後9日以内の任用があった者について、厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格が継続するものとして取り扱います。なお、任用にあたり厚生年金保険及び健康保険における適用事業所がかわる場合は、被保険者資格は継続するものとして取り扱いません。 (例) 継続扱いできるケース：府内市町村または校種(どちらも政令市・豊能地区除く)がかわる任用 継続扱いできないケース:任命権者がかわる任用(政令市・豊能地区⇄政令市以外の市町村) 被保険者証がかわる任用(学校共済組合⇄厚生年金保険・健康保険)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険 社会保険加入者で40歳以上65歳未満の方は、同時に介護保険第2号被保険者となりますので、健康保険料とは別に介護保険料も徴収。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上(週休日・休日を除きます。)ある月が、引き続いて12月を超え、13月目以降において1月以上の任用期間がある場合には、13月目の初日から共済組合の組合員資格を取得します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職時の社会保険等の手続きについては、府立学校勤務の方は勤務先の学校に、大阪市立・堺市立及び豊能地区(豊中市・池田市・箕面市・豊能町・能勢町)の市立・町立を除く市町村立の小・中学校、高等学校(定時制課程のみ)、特別支援学校勤務の方は大阪府教育委員会事務局学校総務サービス課にお問い合わせください。 <b>学校総務サービス課 TEL：06-6941-0351 内線5461</b></li> </ul>

### 【非常勤講師】

任用形態	担当する授業の時間割に応じて勤務していただきます。												
報酬等	報酬額及び交通費を支給。 ・報酬額：授業1時間につき以下のとおりの額を支給します。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>授業時間</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>55分未満</td> <td>2,860円</td> </tr> <tr> <td>55分以上60分未満</td> <td>3,150円</td> </tr> <tr> <td>60分以上65分未満</td> <td>3,430円</td> </tr> <tr> <td>65分以上70分未満</td> <td>3,720円</td> </tr> <tr> <td>70分以上75分未満</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table>	授業時間	報酬額	55分未満	2,860円	55分以上60分未満	3,150円	60分以上65分未満	3,430円	65分以上70分未満	3,720円	70分以上75分未満	4,000円
授業時間	報酬額												
55分未満	2,860円												
55分以上60分未満	3,150円												
60分以上65分未満	3,430円												
65分以上70分未満	3,720円												
70分以上75分未満	4,000円												
支払方法	月の1日からその月の末日までの間における授業時間数の実績により計算した額が、翌月の10日(その日が週休日・休日に当たるときはその直前の銀行営業日)に支給されます。												
勤務時間 休暇	・勤務時間 担当する時間割に応じて勤務。 ・休暇 6月を超えて勤務する者に対し、一定の基準により年次休暇を付与。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tbody> <tr> <td>1週間あたりの勤務日数</td> <td>5日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>年次有給休暇日数</td> <td>10日</td> <td>7日</td> <td>5日</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> </tbody> </table>	1週間あたりの勤務日数	5日	4日	3日	2日	1日	年次有給休暇日数	10日	7日	5日	3日	1日
1週間あたりの勤務日数	5日	4日	3日	2日	1日								
年次有給休暇日数	10日	7日	5日	3日	1日								
社会保険等	原則、社会保険(健康保険、厚生年金保険)の適用はありません。国民健康保険等に加入していただくこととなります。ただし、非常勤講師のうち厚生年金保険及び健康保険加入者に限り、【社会保険の加入継続扱い】について、常勤講師と同様の取り扱いとします。 雇用保険は、1週間の基本的な時間割において受け持つ授業時間が20時間以上で、31日以上の任用期間がある場合のみ適用になります。												

◎なお、具体的な勤務条件については、雇用時の労働条件明示書により確認してください。

※ 標記の勤務条件等は、平成27年10月1日現在の内容です。今後、変更される場合があります。

その詳細については、地方自治法及び地方公務員法並びに職員の給与に関する条例、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例、職員の退職手当に関する条例、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び職員の分限に関する条例等の関係法令により定められていますので、大阪府教育委員会事務局教職員室教職員人事課に確認してください。

※ 講師希望者登録内容については、電子情報化し、講師任用及び教員免許更新制度の運用を目的として、府内市町村教育委員会〔大阪市・堺市及び豊能地区(豊中市・池田市・箕面市・能勢町・豊能町)を除く〕の教職員人事担当者、教員免許担当者、府立学校長及び准校長が、必要に応じて参照します。

また、参照に際し、大阪府が設置した専用の電子情報網を使用することがあります。

## 登録区分

一定の教職経験を有する場合をA登録、それ以外の場合をB登録として分類します。  
該当する区分で、講師登録してください。

### (1) A登録

登録申込み時において、以下のアまたはイのいずれかに該当する場合をA登録とします。

- ア 公立学校における講師等<sup>(注1)</sup>としての実務経験<sup>(注2)</sup>が、登録者となる年度の前年度末から遡って5年の間に、通算24月<sup>(注3)</sup>以上ある場合

(注1) 講師等とは、講師、養護助教諭、助教諭、臨時講師、産休臨時講師、育休臨時講師、非常勤講師などをいいます。  
(注2) 校種・教科の別は問いません。  
(注3) 申請する時点で、登録者となる年度の前年度の末日までの期間で任用されている場合は、その期間を積算することができます。なお、1日でも勤務のある月は、1月として計算します。

- イ 公立学校で正規職員としての教諭・養護教諭歴を有する場合

### (2) B登録

上記、ア、イ に該当しない場合を、B登録とします

## 登録の有効期間と更新

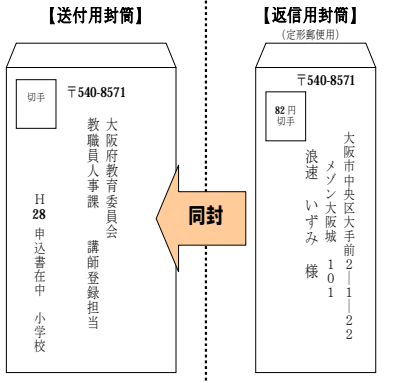
- 登録有効期間は平成28年4月1日～平成30年3月31日です。
- 有効期間内に大阪府教育委員会に講師等として任用された場合は、次の2年度間の登録を自動更新します。(新たな登録申込は必要ありません。)
- 自動更新は、A登録者はA登録、B登録者はB登録として更新されます。
- B登録者がA登録の要件を満たした場合、本人の申し出により次年度当初に新たにA登録の申込みを行うことができます。(改めて登録手続きが必要です。)  
ただし、年度途中にB登録からA登録への移行はできません。
- 登録区分以外の登録内容(氏名、住所、所有する教員免許、勤務条件の希望等)に変更が生じた場合は、すみやかに郵便等にて変更内容の届け出をしてください。
- 大阪府公立学校教員採用選考テストに合格し、教員として採用された場合は、登録を抹消する必要があります。**

## 申込の方法

### 【申込書の入手】

<p><b>窓口での配布</b></p>	<p>大阪府庁 別館5階 大阪府教育委員会事務局 教職員室 教職員人事課 住 所：大阪市中央区大手前2丁目 最寄り駅：地下鉄谷町線・中央線「谷町四丁目」駅1A番出口から約300m 地下鉄谷町線・京阪本線「天満橋」駅3番出口から約450m</p>
<p><b>郵送による請求</b></p>	<p>あて先明記、140円切手貼付の返信用封筒(角形2号以上:A4サイズの入るもの)を同封のうえ、下記あて送付。 (送付用封筒の表に、赤字で、 「H28 請求(第1希望の学校の種類)」と記入) (例)「H28 請求 小学校」</p> <p>内容の確認のため、連絡させていただくことがありますので、電話番号・氏名を記入した書面を封筒に同封してください。</p> <p>(送付先) 〒540-8571 (住所不要) 大阪府教育委員会 教職員人事課 講師登録担当</p> <div data-bbox="1114 1480 1485 1868" style="text-align: right;"> </div>
<p><b>ホームページからのダウンロード</b></p>	<p>「28年度」の申込書であることをお確かめください。 URL <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoshokuin/koushi_touroku/">http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoshokuin/koushi_touroku/</a> (「公立学校講師希望者登録関連情報」HP)</p>

## 【申込書の受付】

<b>受付開始</b>	平成 27 年 11 月 1 日（日）～
<b>郵送での受付</b>	<p> <b>（送付方法）</b>                      あて先明記、82 円切手貼付の返信用封筒                      （定形郵便用）を同封のうえ、下記あて送付。                 </p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>                     （送付用封筒の表に、赤字で、  <u>「H28 申込書在中（第1希望の学校の種類）」</u>                      と記入）                      （例）「H28 申込書在中 小学校」                 </p> <p> <b>（送付先）</b> P.3 の送付先と同じです。                      ※申込書は漏れなく記入し、写真を貼付してください。                 </p>
<b>窓口での受付</b>	<p> <b>（受付場所）</b> P.3 の窓口と同じです。  <b>（受付時間）</b>                      午前 9 時 30 分～12 時、午後 1 時～5 時                      ※週休日・休日は除きます。                 </p> <p>                     ※ 窓口が大変混みあい、長時間お待たせすることがあります。ご迷惑をおかけしないためにも、できるだけ郵送をご利用ください。                 </p>
<b>登録有効期間</b>	平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

## 《問合せ先》

### ■府民お問合せセンター「ピピっとライン」

電話：06-6910-8001（平日：午前9時～午後6時）

### ☐ご注意

- 講師等の採用は、欠員が生じた場合、必要に応じて行いますので、登録された方すべてが採用されるものではありません。  
 また、採用は住所や教科などの条件によるため、登録の順番は関係ありません。  
 欠員が生じた際には、府立学校の場合は各府立学校の校長・准校長等より、市町村立学校の場合は各市町村教育委員会の教職員人事担当者より連絡させていただきます。
- 講師登録が完了した際に配布される「平成 28 年度大阪府内公立学校講師希望者登録票」は、採用のときに必要ですので、大切に保管してください。
- 他府県や大阪市・堺市及び豊能地区（豊中市・池田市・箕面市・豊能町・能勢町）などで登録されていても、登録できます。
- 登録の削除希望や、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに当課まで、整理番号、氏名等を記入した書面によりご連絡ください。  
 なお、第一希望の「校種」「教科」の変更はできません。変更する場合には、現登録を抹消して再登録が必要です。

## 《教員免許更新制の概要》

教員免許状の有効期間の満了日又は修了確認期限を経過しているときは、講師として採用できません。

### 教員免許更新制とは

- 平成 21 年 4 月 1 日から教員免許更新制が実施されました。この制度は、その時々で教員として必要な資質能力を保持するため、定期的に最新の知識技能を身につけることを目的としています。

### 10 年ごとに更新

- 平成 21 年 3 月 31 日以前に授与された教員免許状を所持している方（旧免許状所持者）は、原則として 35 歳、45 歳、55 歳で迎える年度の末日（修了確認期限）の 2 年 2 か月前から 2 か月前までの 2 年間に、免許状更新講習を受講・修了して都道府県教育委員会に更新講習修了確認の申請をする必要があります（P6 の表 1、表 2 を参照）。

旧免許状所持者の方の場合、都道府県教育委員会から更新講習修了確認証明書が発行されると、次の修了確認期限（10 年後）まで所持するすべての教員免許状が有効です。

旧免許状所持者の方で免許状更新講習を受講・修了の上必要な手続きをすることなく、修了確認期限を経過してしまうと、修了確認期限に現に教員である場合には、免許状は失効してしまいます。この場合、免許状更新講習を受講・修了した後に、新たに新免許状の授与を申請しなければなりません。

修了確認期限に現に教員ではない場合には、免許状は失効しませんが、教員として勤務できない状態になります。この場合、免許状更新講習を受講・修了した後に、更新講習修了確認を受けることで再び教員として勤務できる状態に戻すことができます。

- 平成 21 年 4 月 1 日以後に初めて教員免許状を授与された方（新免許状所持者）の免許状には「有効期間の満了の日」（教員免許状の所要資格を得た日の 10 年後の年度の末日）が記載されています。新免許状を所持する方が免許状の有効期間を更新するには、有効期間の満了日の 2 年 2 か月前から 2 か月前までの 2 年間に、免許状更新講習を受講・修了して都道府県教育委員会に有効期間更新の申請をする必要があります。

### 免許状の有効期間の満了日又は修了確認期限の延期について

- 旧免許状所持者の場合、修了確認期限がその方の所持する免許状のうち最新のものの授与年月日の翌日から起算して 10 年を超えない日であるときや、教員となった日から修了確認期限までの期間が 2 年 2 か月未満であるときなどには、修了確認期限の延期の申請をすることができます。修了確認期限の 2 か月前までに都道府県教育委員会に申請してください。ただし、現に教員として任用・雇用されていない方は、修了確認期限の延期を申請することはできません。
- 平成 21 年 4 月 1 日以後に初めて教員免許状を授与された方（有効期間の満了日の記載のある「新免許状」を所持する方）が複数の免許状を所持することとなったときには、免許状の有効期間は、最も遅く満了となる有効期間に統一されます。新免許状の場合、新たな免許状を授与されると、特に手続をしていただくことなく、新たな免許状に付された有効期間の満了日に自動的に統一されます。

### 免許状更新講習

- 免許状更新講習は、大学等が文部科学大臣の認定を受けて開設します。（※参照）
    - ・教職についての省察等に関する事項（必修領域）について 12 時間以上
    - ・教科指導・生徒指導等に関する事項（選択領域）について 18 時間以上の合計 30 時間以上の講習を受講・修了し、定められた期限までに都道府県教育委員会への申請が必要です。
  - それぞれの修了確認期限や免許状更新講習等について個別に連絡することはありません。受講対象者が各自で免許状更新講習を選択し、開設する大学等に受講料を支払って申し込み、受講してください。
  - 免許状更新講習の受講を申し込む際には、受講対象者であることの証明が必要です。現職の教諭・講師の方は学校長に、教員ではない方は教職員企画課にお問い合わせください。
  - 更新講習を受講し、講習を受けた大学等から履修証明書を受理した後の大阪府教育委員会への更新講習修了確認の申請手続案内は、P6 下段に記載しているアドレスから大阪府ホームページをご覧ください。
- ※平成 28 年 4 月以降に開設される講習を受講する場合は、（必修領域）について 6 時間以上、（選択必修領域）について 6 時間以上、（選択領域）について 6 時間以上の合計 30 時間以上となります。

### 更新講習修了確認を受けたら

- 都道府県教育委員会が発行する更新講習修了確認証明書を受け取られるなど、教員免許状の有効期間の満了日又は修了確認期限に変更があった場合は、この変更について速やかに、教職員人事課に変更届出書を提出してください。（講師登録変更届出書の様式などは下記アドレスから大阪府 HP をご覧ください。）  
[http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoshokui/n/koushi\\_touroku/koushi-henkou.html/](http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoshokui/n/koushi_touroku/koushi-henkou.html/)

教員免許状の有効期間の満了日又は修了確認期限を経過しているときは、講師として採用できません。

(表1)

平成21年3月31日以前に授与された教諭免許状又は養護教諭免許状をお持ちの方（平成21年3月31日以前に授与された栄養教諭免許状をお持ちの方を除きます。）の最初の修了確認期限

	受講対象者の生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間 更新講習修了確認等の申請期間
①	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日 ～平成23年1月31日
②	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日 ～平成24年1月31日
③	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日 ～平成25年1月31日
④	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日 ～平成26年1月31日
⑤	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日 ～平成27年1月31日
⑥	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日 ～平成28年1月31日
⑦	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日 ～平成29年1月31日
⑧	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日 ～平成30年1月31日
⑨	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日 ～平成31年1月31日
⑩	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	平成32年3月31日	平成30年2月1日 ～平成32年1月31日

※ 平成21年3月31日以前に授与された教諭免許状又は養護教諭免許状をお持ちで昭和30年4月1日以前に生まれた方については、平成21年3月31日以前に授与された栄養教諭免許状をお持ちの場合を除き、修了確認期限は設定されません。（栄養教諭免許状を所持する方は、表2をご確認ください。）

この方については、免許状更新講習を受講・修了せずに修了確認期限を経過しても教員免許状は失効しません。受講免除の申請も不要です。

(表2)

平成21年3月31日以前に授与された栄養教諭免許状をお持ちの方（栄養教諭以外の職にある方も該当します。）の最初の修了確認期限

	栄養教諭免許状を授与された日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間 更新講習修了確認等の申請期間
①	平成18年3月31日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された者	平成28年3月31日	平成26年2月1日 ～平成28年1月31日
②	平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭免許状を授与された者	平成29年3月31日	平成27年2月1日 ～平成29年1月31日
③	平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭免許状を授与された者	平成30年3月31日	平成28年2月1日 ～平成30年1月31日
④	平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭免許状を授与された者	平成31年3月31日	平成29年2月1日 ～平成31年1月31日

※ 旧免許状所持者の方で、平成21年4月1日以後に栄養教諭免許状を初めて授与された場合は、この表ではなく、表1により生年月日に応じて最初の修了確認期限が割り振られます。

教員免許更新制に関する詳しい内容については、以下のホームページをご覧ください。

○ 更新講習開設情報（文部科学省 HP） [http://www.next.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/004](http://www.next.go.jp/a_menu/shotou/koushin/004)

○ 大阪府内公立学校の教員勤務経験者・講師希望者登録者の更新講習受講対象者証明書の交付について（大阪府 HP） <http://www.pref.osaka.lg.jp/annai/menkyo/detail.php?recid=4833>

○ 更新講習修了確認の申請手続について〔修了確認期限を経過していない方〕（大阪府 HP）  
[http://www.pref.osaka.lg.jp/annai/menkyo/detail.php?recid=5414&sin\\_recid=11526#shinsei](http://www.pref.osaka.lg.jp/annai/menkyo/detail.php?recid=5414&sin_recid=11526#shinsei)

○ 現職教員でなく修了確認期限を経過した方の期限経過後の修了確認申請手続（同）

[http://www.pref.osaka.lg.jp/annai/menkyo/detail.php?recid=5414&sin\\_recid=13087#shinsei](http://www.pref.osaka.lg.jp/annai/menkyo/detail.php?recid=5414&sin_recid=13087#shinsei)

【担当】大阪府教育委員会事務局 教職員室 教職員企画課 免許グループ（連絡先は大阪府 HP に記載）

## ＜登録申込書等の記入要領＞

### 1. 一般的注意事項

- (1) ※印以外の項目は、すべて記入してください。
- (2) 記入を間違った場合は、**＝**で消して、訂正してください。
- (3) 教員免許状を有しない校種（特別支援学校を除く）・教科については、登録できません。

### 2. 申込書関係

(表面左側) 記入例 10ページ

#### (1) 第1希望校種

小学校は「小」・中学校は「中」・高等学校は「高」・養護教諭は「養教」・特別支援学校は「特」と省略して記入してください。

#### (2) 教科

小学校、養護教諭又は特別支援学校小学部を希望する場合は空白です。

【登録できる教科】

校 種	中学校 「中」	高等学校 「高」		特別支援学校 「特」		
				中学部	高等部	自立活動
教 科	国語	国語	家庭	国語	国語	自立活動
	社会	地理歴史	農業	社会	社会	
	数学	公民	工業	数学	数学	
	理科	数学	工業実習	理科	理科	
	音楽	理科	商業	音楽	音楽	
	美術	音楽	英語	美術	美術	
	保健体育	美術	その他外国語	保健体育	保健体育	
	技術	工芸	看護	技術	家庭	
	家庭	書道	情報	家庭	英語	
	英語	保健体育	福祉	英語	その他	

#### (3) 希望登録区分

・A、Bどちらかを○で囲んでください。（登録区分の詳細は3ページをご参照ください。）

#### (4) 氏名

・日本国籍を有しない人については、原則として、在留資格による本名を記入してください。

#### (5) 住所

・平成28年4月以降の住所及び鉄道最寄り駅を記入してください。

（ただし、登録時点で平成28年4月以降の住所が確定していない場合は、登録時点の現住所を記入してください。）

#### (6) 学歴

・高等学校以降の卒業、修了した学歴（通信を含む）をすべて記入してください。

#### (7) ①公立学校での教員歴(国立・私立を除く)

- ・公立学校での正規教員としての勤務歴が対象になります。
- ・最終勤務校名のみを記入し、正規教員として勤務した期間を記入してください。
- ・始期・終期について、1月のうちで1日でも勤務していればその月を含めて記載してください。

#### (8) ②過去5年間の公立学校臨時教員歴(臨時的任用の講師・臨時講師・養護助教諭、非常勤講師等) ■ 国立・私立を除く

- ・公立学校での臨時教員としての勤務歴が対象になります。
- ・臨時的任用の講師・養護助教諭・助教諭・臨時講師・産休臨時講師・育休臨時講師、非常勤講師等の勤務歴が対象になります。
- ・平成28年4月1日時点で過去5年間（平成23年4月1日～平成28年3月31日）の勤務歴を記入してください。（一番新しい勤務歴から順に記入してください。）
- ・勤務の始期・終期について、1月のうちで1日でも勤務していればその月を含めて記載してください。
- ・また、勤務期間については、1日でも勤務している日を含む月は1月として、勤務期間の月数を積算してください。
- ・同月内に複数の学校に勤務していた場合は、当該月は1月として計算してください。（勤務期間の月数の計を求める際、同一月を重複して積算しないでください。）
- ・過去5年間に勤務歴がない場合は勤務期間月数計を「00」と記入してください。

#### (9) 特記事項(自己PRや志望動機など)

- ・私学・塾での教員（講師）歴を含むその他職歴、特技、資格など登録するにあたって特にPRしたい事項、志望動機などがあれば自由に記入してください。

(裏面) 記入例 11ページ

(1) 登録希望内容

①希望職種

【希望する職種一つにだけ○をつける】欄に1つ○を記入してください。

②希望校種

【希望する順位を記入】欄に希望する校種の順位（4番目まで）を記入してください。

③希望教科

複数の教員免許状をお持ちの方は、勤務を希望する教科を第2希望から第4希望まで記入してください。

④希望科目

所有免許状欄に高等学校の「地理歴史」「公民」「理科」「工業」「その他外国語」を記入した人は、担当できる科目名を13ページ「電算コード表」の「(B) 免許コード」「(B-3) 科目」欄を参照し、希望順位で左側から記載してください。

例：日本史、世界史、倫理、物理、化学、機械、電気、工業化学、韓国・朝鮮語など。

⑤勤務希望地区

◎小学校、中学校、養護教諭（小学校・中学校）を第1希望校種にされた方

勤務を希望する地区名を下の「各地区内の市町村名一覧表」の7地区の中から選択し、希望順位ごとに記入してください。

各地区内の市町村名一覧表 [小学校、中学校、養護教諭（小・中）]

地区名	コード	地区内の市町村
三島	60	吹田、高槻、茨木、摂津、島本
北河内	66	守口、枚方、寝屋川、大東、門真、四條畷、交野
中河内	65	東大阪、八尾、柏原
南河内	64	富田林、河内長野、松原、羽曳野、藤井寺、大阪狭山、太子、河南、千早赤阪
泉北	62	泉大津、和泉、高石、忠岡
泉南	63	岸和田、貝塚、泉佐野、泉南、阪南、熊取、田尻、岬
どこでも可能	99	勤務地にこだわらない方

◎高等学校、特別支援学校、養護教諭（高等学校・特別支援学校）を第1希望校種にされた方

勤務を希望する地区名を下の「各学区内の学校名一覧表」の中から選択し、希望順位ごとに記入してください。

（地区内の市町村名は上記の小学校、中学校、養護教諭用の欄を参考にしてください。）

各学区内の学校名一覧表 [高等学校、特別支援学校、養護教諭（高・特）] 【平成27年10月現在】

	地区名	コード	区 域 内 の 学 校		
			高 等 学 校	特別支援学校 (大阪府立学校においては、特別支援学校について「支援学校」の名称を用いています。)	
通 学 区	旧1学区	大阪市内	67	北野、東淀川、北淀、西淀川、柴島	中津支援、大阪北視覚支援※1、西淀川支援※1、東淀川支援※1
		豊能	61	池田、渋谷、池田北、豊中、桜塚☆、豊島、刀根山、箕面、千里青雲、能勢、箕面東、園芸	吹田支援、刀根山支援、豊中支援、箕面支援
		三島	60	春日丘☆、茨木、茨木西、北摂つばさ、福井、吹田、吹田東、北千里、山田、三島、高槻北、芥川、阿武野、大冠、摂津、島本、槻の木、茨木工科☆、千里	摂津支援、とりかい高等支援、茨木支援、高槻支援
	旧2学区	大阪市内	67	大手前☆、旭、茨田、港、市岡、泉尾、大正、成城☆、西野田工科☆、淀川工科	中央聴覚支援※1、思斉支援※1、光陽支援※1
		北河内	66	四條畷、寝屋川☆、北かわち阜が丘、西寝屋川、枚方、長尾、牧野、香里丘、枚方なぎさ、枚方津田、守口東、門真西、門真なみはや、緑風冠、野崎、交野、芦間	交野支援、寝屋川支援、守口支援、枚方支援、むらの高等支援
	旧3学区	大阪市内	67	清水谷、高津、夕陽丘、勝山、西成、天王寺、阿倍野、東住吉、平野、阪南、今宮、長吉、咲洲、桃谷★、東住吉総合、今宮工科☆、港南造形、住吉、教育センター附属	生野聴覚支援、大阪南視覚支援※2、難波支援※1、生野支援※1、住之江支援※1、平野支援※1、東住吉支援※1、なにわ高等支援※1、
中河内		65	布施☆、花園、かわち野、布施北、山本、八尾、八尾翠翔、柏原東、枚岡樟風、八尾北、城東工科、布施工科、みどり清朋、東大阪市立日新(定)	東大阪支援、八尾支援、たまがわ高等支援、八尾市立特別支援	
南河内		64	生野、大塚、河南、富田林、金剛、長野、長野北、藤井寺、美原、狭山、松原、農芸、藤井寺工科☆、懐風館	藤井寺支援、富田林支援、羽曳野支援、西浦支援	
旧4学区	泉北	62	登美丘、泉陽、三国丘☆、鳳、金岡、東百舌鳥、堺西、成美、福泉、堺上、泉大津、伯太、信太、高石、堺東、和泉総合☆、堺工科☆、泉北	堺聴覚支援、堺支援、たいせん聴覚高等支援、和泉支援、泉北高等支援	
	泉南	63	和泉、岸和田、久米田、佐野、日根野、貝塚南、泉鳥取、岬、貝塚、佐野工科☆、りんくう翔南、岸和田市立産業(定)	岸和田支援、佐野支援、泉南支援、すながわ高等支援	
	どこでも可能	99	勤務地にこだわらない方		

- ☆は、全日制の他に夜間定時制課程等があり、★は、定時制と通信制の課程があることを表しております。なお、※1は、現大阪市立特別支援学校で、平成28年4月より大阪府立の支援学校として開校予定です。また、※2は、現大阪府立視覚支援学校で、平成28年4月に校名が変更となります。
- 学校によっては、今後、生徒の在籍状況に応じて閉校（課程）になる場合があります。



## (2) 所有免許状

- ・「1」には、第一希望の「校種」「教科」の免許状を記入してください。
- ・「2」以降には、「1」以外の勤務を希望する「校種」「教科」の免許状を記入してください。
- ・「校種」「教科」欄：13ページの「電算コード表」「(B) 免許コード」校種・教科より記入してください。

高等学校の免許状について、2級は「1種」に、1級は「専修」に読み替えます。  
高等学校以外の免許状については、2級は「2種」、1級は「1種」に読み替えますので、ご注意ください。

- ・免許状を既にお持ちの方は、「取得」を、免許状取得見込みの方は、「取得見込」を○で囲んでください。  
なお、免許取得見込みでの登録受付は平成27年11月1日から平成28年3月31日の期間のみです。
- ・免許取得見込みで登録される方は、免許状の有効期間の満了日又は修了確認期限欄は空白にしてください。ただし、免許状取得後、免許状のコピーを教職員人事課まで郵送してください。(P3「郵送による請求」記載の宛先へ送付)  
なお、送付の際には、当該免許状のコピーに整理番号、第1希望校種、教科を併せて記入してください。  
(記入例：K123456、高等学校、国語)
- ・平成21年3月31日以前に授与された免許状を所持している方は修了確認期限※を記入してください。  
※6ページ(表1)(表2)をご参照ください。

## (表面右上)

### 3. 登録票

氏名(フリガナ)、生年月日を記入してください。

- ・日本国籍を有しない人については、原則として、在留資格による本名を記入してください。

## (表面右下) 記入例 12ページ

### 4. 電算入力票関係

「電算コード表」(13ページ)を参照して記入してください。

※は教育委員会で記入する部分です。記入しないでください。

- (1) 性別(28欄)は、男性は「M」、女性は「W」を○で囲んでください。
- (2) 生年月日(29欄)は、昭和生まれの方は「S」、平成生まれの方は「H」を○で囲んでください。
- (3) 住所コード欄(43～47欄)は、13ページ電算コード表の「(A) 住所コード」を参照して記入してください。
- (4) 所有免許状については、免許状1枚ごと(69～74欄で1枚分です。)に校種・教科、種類のコードを記入してください。  
(1番：69～74欄、2番：75～80欄、3番：81～86欄、4番：87～92欄)
  - ・記入するコードは、13ページ電算コード表の「(B) 免許コード」「(B-1) 校種・教科」の校種・教科、「(B-2) 種類」を参照し記入してください。
  - ・高等学校の地理歴史、公民、理科、工業、その他外国語の登録申込みをする方は、13ページ電算コード表「(B) 免許コード」「(B-3) 科目」のコードを参照して、裏面「登録希望内容」で担当できる科目(系)として記入した順に並べてコードを記入してください。(72～74欄など)
- (5) 希望職種欄(93欄)については、裏面の「登録希望内容」「希望職種」で1つ○を記入した職種を、13ページ電算コード表の「(C) 希望職種」のコードを参照し記入してください。
- (6) 希望校種欄(94～97欄)については、裏面の「登録希望内容」「希望校種」で記入した校種を、13ページ電算コード表の「(D) 希望校種」のコードを参照し、希望順位の高いものから記入してください。
- (7) 希望地区(98～99欄など)については、裏面の「登録希望内容」「勤務希望地区」で記入した内容を、13ページ電算コード表の「(E) 希望地区」のコードを参照し、希望順位の高いものから記入してください。
- (8) 勤務期間月数計は、表面左側②過去5年間の公立学校臨時教員歴で記入した勤務期間月数の計の月数を記入してください。  
過去5年間に勤務歴がない場合は勤務期間月数計を「00」と記入してください。

[表面左側]

記入例

忘れずに記入してください

平成28年度大阪府内公立学校講師希望者登録申込書

申込日(平成28年4月1日)

第1希望校種	高	教科	地理歴史	希望登録区分	(A) (B)	※整理番号	K	記入しないでください	
--------	---	----	------	--------	---------	-------	---	------------	--

フリガナ	ナニワ イズミ	性別	生年月日(平成29年4月1日現在の年齢)
氏名	浪速 いずみ	女	(S)・H 48年 7月 15日(43歳)

〒540-8571 (最寄り駅 地下鉄 谷町線 谷町4丁目駅)

平成28年4月以降の住所を記入

大阪府中央区大手前2-1-22 メゾン大阪城101

可能であれば携帯電話番号、e-mailも記入してください

電話番号(06)-(6941)-(0351)

携帯電話(090)-(1234)-(5678)

e-mail(naniwa\_izumi@sbox.pref.osaka.lg.jp)

卒業、修了したものを記入してください

学歴 高等学校以降の学歴(通信を含む)を全て記入してください

学年月	卒業(見込)年月	学 校 名
H元・4	H4・3	大阪府立大阪城 高等学校 普通 学科
H4・4	H8・3	大阪城大学 社会 学部 学科
H8・4	H10・3	大阪城教育大学 教育 学部 (通信) 学科

①公立学校での教員歴(国立・私立を除く)

過去に正式採用されていれば最終勤務校名を記入してください

学校	始期	終期	勤務期間	経験した職(○印)複数回答可
----	----	----	------	----------------

②過去5年間の公立学校臨時教員歴(臨時的任用の講師・臨時講師・養護助教諭・非常勤講師等) □国立・私立を除く

学校名	職・補職名	始期	終期	勤務期間
兵庫 市立兵庫 小	学校 講師	H 25 年 4 月	H 27 年 3 月	24 月
大阪府立大阪城 小	学校 臨時講師	H 23 年 10 月	H 24 年 3 月	6 月
大阪府立大阪城高等	学校 非常勤講師	H 23 年 4 月 23 9	H 23 年 7 月 23 9	5 月
大阪府立通天高等	学校 非常勤講師	H 23 年 5 月	H 23 年 7 月	月
勤務期間の月数の計を求めるとき、同一月を重複して積算しないでください				
※この期間の月数は、すでに大阪城高等学校で計上されているので、通天高等学校の勤務期間は記入しないことになります				
学校		H 年 月	H 年 月	勤務期間月数の計
学校		H 年	勤務歴がない場合は、空白にせず「00」と記入してください	
学校		H 年 月	H 年 月	35 月

平成23年4月1日～平成28年3月31日の公立学校臨時教員歴を記入してください

1番新しい勤務歴から順に記入してください  
1日でも勤務があれば、1月として計算してください

1日でも任用されている日を含む月は1月として、勤務期間の月数を積算してください。

同一校勤務で学期間雇用等により長期休業期間中など雇用しない月がある場合は、1行に年・月を2段書きし、記入してください  
また、勤務期間はそれぞれの期間を合計して記入してください

■同一校で、何日かの空白期間があっても任用されない月が無い場合は、連続して任用された期間としてまとめて記入してください。

最大通勤可能時間	指導できるクラブ	非常勤講師を希望される場合は、できる限り詳しく記入してください
時間 分まで	体育系	文化系

期 間	平成 年 月 ~ 平成 年 月 頃まで	担当時間数	1週あたり 時間以上
【希望者のみ】		【非常勤講師希望者のみ】	

勤務が可能な曜日・時間帯	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	全て可能
【非常勤講師希望者のみ】	午前 午後	午前 午後	午前 午後	午前 午後	午前 午後	

第1希望で保健体育を希望した人は、  
① 保健体育を第1希望教科にした人は必ず1つ以上記入

特記事項(自己PRや志望動機など)

私学・塾での教員(講師)歴を含むその他職歴、特技、資格など登録するにあたって特にPRしたい事項、志望動機などがあれば自由に記入

英検○級、管理栄養士、柔道○段などの資格があれば記入

資格等

■必ず裏面及び電算入力票も記入してください

**[裏面]**

希望する職種一つにだけ○をつける

登録希望内容	希望職種 【希望する職種一つにだけ○をつける】	職種	1 非常勤講師	2 常勤講師 (臨時講師等)	4 どれでも可能	
	希望校種	校種	1 小学校 2 中学校	3 全日制 4 定時制 5 通信制	7 視覚支援 8 聴覚支援 9 支援	
	【希望する順位を記入】	希望順位	4	2	1 3	
	希望教科 【複数免許所有者のみ記入】	第2希望	第3希望			
	希望科目 【所有免許状欄に高等学校の「地理歴史」「公民」「理科」「工業」「その他外国語」を記入した人は、担当できる科目名を希望順に記載してください】	希望順に1~4の番号を記入				
	希望科目 【地歴、公民、理科、工業、その他外国語を希望する人のみ】	第1希望	第2希望	第3希望		
勤務希望地区	■小学校・中学校・養護教諭 (小学校・中学校) 希望者【P.8「各地区内の市町村名一覧表から選択】					
	①	②	③	④		
勤務希望地区	■高等学校・特別支援学校、養護教諭 (高等学校、特別支援学校) 希望者【P.8「各学区内の学校名一覧表」から選択】					
	①	②	③	④		
■希望する「校種」「教科」の免許状は必ず記入してください						
所有免許状	校種	教科	種類 (○で囲む)	授与年月日	免許状授与権者	
	●第一希望の「校種」「教科」の免許状について記入してください					
	1	高等学校	教諭 地理歴史	専修 1種・2種 昭和 平成	10年 3月 31日 取得・取得見込	大阪府 教育委員会
				免許状の有効期間の満了日 又は修了確認期限	平成31年 3月 31日	
	●上記「1」以外の「校種」「教科」の免許状について記入してください (希望する校種・教科のみ)					
	2	小学校	教諭	専修 1種・2種 昭和 平成	8年 3月 31日 取得・取得見込	大阪府 教育委員会
			免許状の有効期間の満了日 又は修了確認期限	平成31年 3月 31日		
	中学校	教諭 社会	専修 1種・2種 昭和 平成	8年 3月 31日 取得・取得見込	大阪府 教育委員会	
			免許状の有効期間の満了日 又は修了確認期限	平成31年 3月 31日		
4	高等学校	教諭 公民	専修 1種・2種 昭和 平成	8年 3月 31日 取得・取得見込	大阪府 教育委員会	
			免許状の有効期間の満了日 又は修了確認期限	平成31年 3月 31日		

第一希望「校種」「教科」の免許状は、「1」に必ず記入してください。「2」以降には、「1」以外の勤務を希望する「校種」「教科」の免許状を記入してください。

平成21年3月31日以前に授与された免許状を所持している方は修了確認期限※を記入してください ※6ページ(表1)(表2)をご参照ください

■取得見込での登録受付は、平成27年11月1日から平成28年3月31日の期間のみ

# 【電算入力票記入例】

高等学校 地理歴史(世界史)希望者の場合

登録希望内容	■小学校・中学校・養護教諭(小学校・中学校)希望者【P.8「各地区内の市町村名一覧表」から選択】				
	① 地区	② 地区	③ 地区	④ 地区	
勤務希望地区	■高等学校・特別支援学校・養護教諭(高等学校・特別支援学校)希望者【P.8「各学区内の学校名一覧表」から選択】				
	① 地区	② 地区	③ 地区	④ 地区	
	三島	北河内	豊能	大阪市内	
所有免許状	■希望する「校種」「教科」の免許状は必ず「備」欄に記入してください				
	校種	教科	授与年月日	免許状授与権者	
	●上記「1」以外の「校種」「教科」の免許状について記入してください(希望する校種・教科のみ)				
	1	高等学校 教諭 地理歴史	専修1種 昭和 平成 2種 平成 免許状の有効期間の満了日 又は修了確認期限	10年3月31日(取得) 平成31年3月31日(取得見込)	大阪府 教育委員会
	2	小学校 教諭	専修1種 昭和 平成 2種 平成 免許状の有効期間の満了日 又は修了確認期限	8年3月31日(取得) 平成31年3月31日(取得見込)	大阪府 教育委員会
3	中学校 教諭 社会	専修1種 昭和 平成 2種 平成 免許状の有効期間の満了日 又は修了確認期限	8年3月31日(取得) 平成31年3月31日(取得見込)	大阪府 教育委員会	
	高等学校 教諭 公民	専修1種 昭和 平成 2種 平成 免許状の有効期間の満了日 又は修了確認期限	8年3月31日(取得) 平成31年3月31日(取得見込)	大阪府 教育委員会	

希望順位順に(E)希望地区コードを記入してください。

記入した順番に(B)免許コードの(B-1)校種・教科コードを記入してください。

## 電算入力票

※ 登録区分												記入しないでください。															
D	W	U	5																								
カナ氏名	ナニワ	イズミ																									
漢字氏名	浪速 いずみ																										
郵便番号	5408571	住所コード	27128																								
住所	大阪 都道府県 大阪 市区町村 中央区大手前2丁目1-22-101																										
電話番号	09012345678																										
免許コード(B)	1	校種・教科(B-1)	66	種類(B-2)	1	科目(B-3)	215	希望職種コード(C)	4																		
	2	校種・教科(B-1)	10	種類(B-2)	1	科目(B-3)		希望校種コード(D)	3241																		
	3	校種・教科(B-1)	31	種類(B-2)		科目(B-3)		希望地区コード(E)	6066167																		
	4	校種・教科(B-1)	67	種類(B-2)	1	科目(B-3)	43	勤務期間月数コード(F)	35																		

男性は「M」、女性は「W」に○印。

昭和は「S」、平成は「H」に○印。

13ページ電算コード表の(A)住所コードを参照して記入してください。コード表に記載がない場合は未記入としてください。

左から順に、高校全、中学校、高校定、小学校

校種・教科のコードが「53」「61」「65」「66」「67」の場合は、必ず(B-3)科目コードを記入

表面左側の勤務期間月数の計を記入してください。勤務歴がない場合は「00」と記入してください。

○をつけた職種のコードを記入してください

希望順位順に(B-3)科目コードを記入してください。

1位から順に(D)希望校種コードを記入してください

希望職種	職種	1 非常勤講師	2 常勤講師(産休臨時講師等)	4 どれでも可能					
希望校種	校種	1 小学校	2 中学校	3 全日制	4 定時制	5 通信制	7 視覚支援	8 聴覚支援	9 支援
希望教科	希望順位	4	2	1	3				
希望科目	第1希望	世界史 政治・経済	第2希望	日本史 倫理	第3希望	地理			

# 電算コード表(平成28年度登録用)

## (A)住所コード

【大阪府】		【奈良県】	
大阪市		三島郡	27301
都島区	27102	島本町	29201
福島区	27103	豊能郡	
此花区	27104	豊能町	27321
西区	27106	能勢町	27322
港区	27107	泉北郡	
		忠岡町	27341
大正区	27108	泉南郡	
天王寺区	27109	熊取町	27361
浪速区	27111	天尻町	27362
西淀川区	27113	岬町	27366
東淀川区	27114	南河内郡	
		太子町	27381
		河南町	27382
東成区	27115	千早赤阪村	27383
生野区	27116		
旭区	27117	【兵庫県】	
城東区	27118	神戸市	
阿倍野区	27119	東灘区	28101
		灘区	28102
住吉区	27120	兵庫区	28105
東住吉区	27121	長田区	28106
西成区	27122	須磨区	28107
淀川区	27123	垂水区	28108
鶴見区	27124	北区	28109
		中央区	28110
住之江区	27125	西区	28111
平野区	27126		
北区	27127	姫路市	28201
中央区	27128	尼崎市	28202
堺市		明石市	28203
堺区	27141	西宮市	28204
中区	27142	洲本市	28205
東区	27143		
西区	27144	芦屋市	28206
南区	27145	伊丹市	28207
北区	27146	豊岡市	28209
美原区	27147	宝塚市	28214
		三木市	28215
岸和田市	27202	川西市	28217
豊中市	27203	三田市	28219
池田市	27204	南あわじ市	28224
吹田市	27205		
泉大津市	27206	【和歌山県】	
高槻市	27207	和歌山市	30201
貝塚市	27208	海南市	30202
守口市	27209	橋本市	30203
枚方市	27210	紀の川市	30208
茨木市	27211	岩出市	30209
八尾市	27212	伊都郡	
泉佐野市	27213	かつらぎ町	30341
富田林市	27214	九度山町	30343
寝屋川市	27215	高野町	30344
河内長野市	27216	上記以外の和歌山県	30999
松原市	27217	下京区	26106
大東市	27218	南区	26107
和泉市	27219	右京区	26108
箕面市	27220	伏見区	26109
柏原市	27221	【滋賀県】	
		大津市	25201
羽曳野市	27222	近江八幡市	25204
門真市	27223	草津市	25206
摂津市	27224	守山市	25207
高石市	27225	栗東市	25208
藤井寺市	27226	野州市	25210
		高島市	25212
東大阪市	27227	蒲生郡	
泉南市	27228	竜王町	25384
四條畷市	27229	上記以外の滋賀県	25999
交野市	27230	木津川市	26213
			26214
大阪狭山市	27231	【三重県】	
阪南市	27232	津市	24201
		名張市	24208
		伊賀市	24216
		乙訓郡	
		大山崎町	26303
		久世郡	
		久御山町	26322
		綴喜郡	
		井手町	26343
		宇治田原町	26344
		相楽郡	
		精華町	26366
		上記以外の京都府	26999
		それ以外	空白

## (B)免許コード

(B-1)校種・教科			(B-2)種類		
校種	教科	コード	校種	教科	コード
小学校		10	高等学校		
中学校			国語		50
	国語	30	地理歴史		66
	社会	31	公民		67
	数学	32	数学		52
	理科	33	理科		53
	音楽	34	音楽		54
	美術	35	美術		55
	保健体育	36	工芸		56
	技術	37	書道		57
	家庭	38	保健体育		58
	英語	39	家庭		59
特別支援学校 (盲・聾・養護学校)			農業		60
盲学校		91	工業		61
特別支援学校 (視覚障がい)		92	工業実習		68
ろう学校		92	商業		62
特別支援学校 (聴覚障がい)		93	英語		63
養護学校		93	その他 外国語		65
特別支援学校 (知的・肢体・病弱)		80	看護		64
特別支援学校 (知的)		81	情報		69
特別支援学校 (肢体)		82	福祉		70
特別支援学校 (病弱)		82			
自立活動		94	幼稚園		95
養護教諭		90	その他		99

### (C)希望職種コード

職種	コード
非常勤講師	1
常勤講師 (産休臨時講師等)	2
—	3
どれでも可能	4

### (D)希望校種コード

校種	コード
小学校	1
中学校	2
高校・全日制 (CS I・II部含む)	3
高校・定時制 (CS III部含む)	4
高校・通信制	5
視覚支援学校	7
聴覚支援学校	8
支援学校	9

※CS=多部制単位制

### (E)希望地区コード

希望	コード
豊能地区※	61
三島地区	60
北河内地区	66
中河内地区	65
南河内地区	64
泉北地区	62
泉南地区	63
大阪市内※	67
どこでも可能	99

※豊能地区・大阪市内は  
小中学校を除く

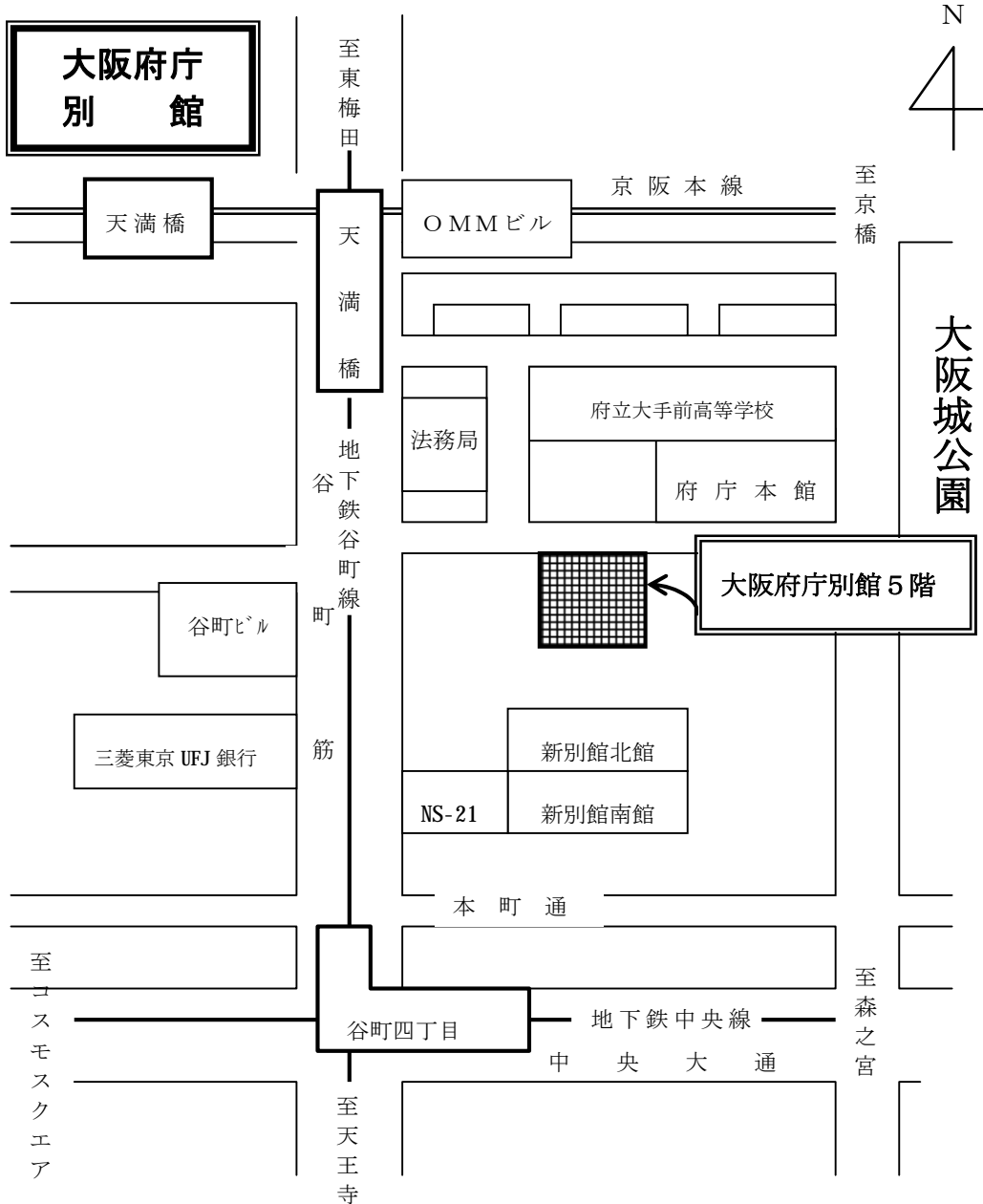
## 登録申込チェックリスト

登録は、登録申込書等を提出いただいた後、大阪府教育委員会が登録票を交付した時点で手続きが完了します。(登録申込書を提出しただけでは、登録されたことにはなりません。)

登録申込書及び電算入力票に、記入もれや記入ミスがあると登録できない場合がありますので、下記のチェックリストを参考に、記入した申込書等を再度確認してください。

項目	チェック
<b>■ 共通事項</b>	
・登録を希望する年度の用紙に記入していますか。	
・記入もれはありませんか。	
<b>■ 登録申込書（表面）</b>	
②過去5年間の 公立学校臨時 教員歴	・職・補職名を記入していますか。
	・始期、終期、勤務期間、勤務期間月数の計は正しいですか。
	・過去5年間に勤務歴がない場合、勤務期間月数の計に「00」を記入していますか。
	・写真を貼っていますか。
	・非常勤講師を希望した方は、勤務が可能な曜日・時間帯に「○」印をつけていますか。
	・第1希望で保健体育を希望した方は、専門種目を記入していますか。
<b>■ 登録申込書（裏面）</b>	
希望職種	・希望する職種に「○」印をつけていますか。
希望校種	・希望順位欄に希望する校種の順位を記入していますか。
希望教科	・複数の教員免許状をお持ちの方は、希望する教科を第2～4希望まで記入していますか。
教科科目	・高等学校を希望する方で、「地理歴史、公民、理科、工業、その他外国語」を登録申込する方は、担当できる科目名(P13「B-3」科目参照)を希望する順に左側から記入していますか。
勤務希望地区	・勤務を希望する <u>地区名</u> (P8参照)を記入していますか。
所有免許状	・「1」には、第一希望の「校種」「教科」の免許状について記入していますか。
	・「2」以降には「1」以外に勤務を希望する免許状について記入していますか。
	・取得(取得見込年月日)について記入していますか。
	・有効期間の満了日又は修了確認期限について記入していますか。 (ただし、取得見込で登録する方を除く ※詳しくは P9 参照)
<b>■ 登録票</b>	
	・太枠内(フリガナ・氏名・生年月日)は記入していますか。
<b>■ 電算入力票</b>	
カナ氏名	・姓と名の上に1字スペースをあけていますか。
性別	・男性は「M」、女性は「W」を○で囲んでいますか。
免許(校種・教科)	・登録申込書(裏面)に記入した順に、校種・教科コード(P13)を記入していますか。
免許(科目)	・校種・教科コードが「53(理科)」「61(工業)」「65(その他外国語)」「66(地理歴史)」「67(公民)」の場合、科目コード(P13参照)を希望順に記入していますか。
	・高等学校「社会」の免許をお持ちの方は、勤務を希望する「66(地理歴史)」「67(公民)」のいずれか、または両方のコードを記入していますか。

《受付場所案内図》



【最寄駅】

○地下鉄谷町線・中央線「谷町四丁目」駅から

1 A 番出口を出て右折【北へ】、そのまま約 240 メートル進み、ひとつめの角（向かいにローソン）を右折。そして約 80 メートル進み、右折して直進すると右手側に別館正面玄関出入口があります。

※ 1 A 番出口は、改札を出て、真っ直ぐに約 75 メートル歩き、つきあたりを右折。そのまま約 20 メートル直進し、左側にあるエレベーターをつかって地上に出ます。（エレベーターまでは点字ブロックがあります。）

○地下鉄谷町線・京阪本線「天満橋」駅下車から

3 番出口をでて左（南へ）に曲がり、2 つ目の信号（谷町 2 丁目交差点）を自動車販売店がある方へ渡ってから左（東へ）に曲がります。そして、約 80 メートル進み、右折して直進すると右手側に別館正面玄関出入口があります。

詳しくは、大阪府ホームページに掲載している「大阪府庁別館への行き方」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/koho/location/location02.html> をご覧ください。

《問合せ先》 ■府民お問合せセンター ピピッとライン

電話：06-6910-8001（平日：午前9時～午後6時）

〒540-8571 大阪府中央区大手前2丁目

**大阪府教育委員会事務局 教職員室 教職員人事課**

電話：06-6941-0351（代表）

内線：3444（府立学校人事グループ）…高校、特別支援学校の担当

3446（小中学校人事グループ）…小・中学校、養護教諭の担当

3448（採用グループ）



## 平成28年度大阪府内公立学校講師希望者登録申込書

申込日（平成 年 月 日）

第1希望校種		教科		希望登録区分	A・B	※整理番号	K							
--------	--	----	--	--------	-----	-------	---	--	--	--	--	--	--	--

フリガナ		性別	生年月日（平成29年4月1日現在の年齢）
氏名			S・H 年 月 日（ 歳）

住 所	〒 (最寄り駅 線 駅)	概ね3ヶ月以内の 写真 (4cm×3cm)  ■写真の裏面に氏名 を記入
	電話番号( )-( )-( )	
	携帯電話( )-( )-( )	
	e-mail( )	

<b>学 歴</b> 高等学校以降の学歴（通信を含む）を全て記入してください		
入学年月	卒業(見込)年月	学 校 名
・	・	高等学校 科
・	・	大学 学部 学科
・	・	
・	・	

<b>①公立学校での教員歴（国立・私立を除く）</b>				
学校名	学校	始期 年 月	終期 年 月	勤務期間 年 月 経験した職(○印)複数回答可 教諭・養護教諭・その他( )

<b>②過去5年間の公立学校臨時教員歴（臨時的任用の講師・臨時講師・養護助教諭・非常勤講師等） □国立・私立を除く</b>				
学校名	職・補職名	始期	終期	勤務期間
学校		H 年 月	H 年 月	月
学校		H 年 月	H 年 月	月
学校		H 年 月	H 年 月	月
学校		H 年 月	H 年 月	月
学校		H 年 月	H 年 月	月
学校		H 年 月	H 年 月	月
学校		H 年 月	H 年 月	月
学校		H 年 月	H 年 月	月
学校		H 年 月	H 年 月	月
学校		H 年 月	H 年 月	月
学校		H 年 月	H 年 月	月

■同一校で、何日かの空白期間があっても任用されない月が無い場合は、連続して任用された期間としてまとめて記入してください。

最大通勤可能時間		指導できるクラブ									
時間 分まで		体育系				文化系					
期 間 【希望者のみ】	平成 年 月 ~ 平成 年 月 頃まで	担当時間数 【非常勤講師希望者のみ】		1週あたり		時間以上		時間以内			
勤務が可能な曜日・時間帯 【非常勤講師希望者のみ】	月曜日		火曜日		水曜日		木曜日		金曜日		全て可能
	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	
■該当箇所に○を記入してください											

第1希望で保健体育を希望した人は、 専門種目名を記入してください	①	②	③	④
-------------------------------------	---	---	---	---

特記事項（自己PRや志望動機など）	
-------------------	--

資 格 等	
-------	--

■必ず裏面及び電算入力票も記入してください

登 録 希 望 内 容	希 望 職 種 <small>【希望する職種一つにだけ○をつける】</small>	職種	1 非常勤講師	2 常勤講師（産休臨時講師等）	4 どれでも可能
	希 望 校 種 <small>【希望する順位を記入】</small>	校種	1 小学校 2 中学校	3 全日制	4 定時制 5 通信制 7 視覚支援 8 聴覚支援 9 支援
	希 望 教 科 <small>【複数免許所有者のみ記入】</small>	希望順位			
	希 望 科 目 <small>【地歴、公民、理科、工業、その他外国語を希望する人のみ】</small>	【所有免許状欄に高等学校の「地理歴史」「公民」「理科」「工業」「その他外国語」を記入した人は、担当できる科目名を希望順に記載してください】	第1希望	第2希望	第3希望
勤 務 希 望 地 区	■小学校・中学校・養護教諭（小学校・中学校）希望者【P.8「各地区内の市町村名一覧表から選択】				
	①	②	③	④	
所 有 免 許 状	■希望する「校種」「教科」の免許状は必ず記入してください				
	校種	教 科	種 類 (○で囲む)	授 与 年 月 日	免許状授与権者
所 有 免 許 状	●第一希望の「校種」「教科」の免許状について記入してください。				
	1	教諭	専修・1種 ・2種	昭和 平成 年 月 日 取得・ 取得見込	教育委員会
			免許状の有効期間の満了日 又は修了確認期限	平成 年 月 日	
	●上記「1」以外の「校種」「教科」の免許状について記入してください（希望する校種・教科のみ）				
2	教諭	専修・1種 ・2種	昭和 平成 年 月 日 取得・ 取得見込	教育委員会	
		免許状の有効期間の満了日 又は修了確認期限	平成 年 月 日		
3	教諭	専修・1種 ・2種	昭和 平成 年 月 日 取得・ 取得見込	教育委員会	
		免許状の有効期間の満了日 又は修了確認期限	平成 年 月 日		
4	教諭	専修・1種 ・2種	昭和 平成 年 月 日 取得・ 取得見込	教育委員会	
		免許状の有効期間の満了日 又は修了確認期限	平成 年 月 日		

■取得見込での登録受付は、平成27年11月1日から平成28年3月31日の期間のみ

# 平成28年度大阪府内公立学校講師希望者登録票

フリガナ	
氏名	
生年月日	昭・平 年 月 日生
※整理番号	K —
※登録区分	A ・ B

## 注 意 事 項

- 講師登録することによって、欠員の補充や休暇・休業中の教員を代替するため、講師、養護助教諭、助教諭、臨時講師、産休臨時講師、育休臨時講師及び非常勤講師として一定期間臨時的に任用されます。  
ただし、必要が生じた場合に限って任用されるので、登録された人すべてが任用されるものではありません。
- 本票は、大阪府内の公立学校（注）の講師に任用される場合に必要ですので、無くさないように保管してください。  
また、任用手続き等で大阪府教育委員会、各府立学校及び各市町村教育委員会にお越しになる際には、必ず本票を持参してください。必要に応じて提示を求めることがあります。
- 登録の削除希望や、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに当課まで、整理番号、氏名等を記入した書面によりご連絡ください。  
なお、第一希望の「校種」「教科」の変更はできません。変更する場合には、現登録を抹消して再登録が必要です。
- 講師希望者登録内容については、電子情報化し、講師任用及び教員免許更新制の運用を目的として、府市町村教育委員会（政令市及び豊能地区除く）の教職員人事担当者、教員免許担当者、府立学校長及び准校長が、必要に応じて参照します。  
また、参照に際し、大阪府が設置した専用の電子情報網を使用することがあります。
- 大阪府公立学校教員採用選考テストに合格し、教員として採用された場合は、登録を抹消する必要があります。

平成28年度大阪府内の公立学校講師希望者として登録しました。（注）

有効期間	平成28年4月1日から 平成30年3月31日まで
※有効期間内に大阪府教育委員会が任用する講師等として勤務実績がある場合は、ひき続く2年度間（初回は平成32年3月31日まで・以後、同様）について、登録を自動更新します。	

大阪府教育委員会事務局 教職員室 教職員人事課

〒540-8571  
大阪府中央区大手前2丁目  
TEL06-6941-0351（代表）  
内線 3444（府立学校人事グループ）  
3446（小中学校人事グループ）  
3448（採用グループ）

■登録内容の変更連絡は葉書、封書等、書面でお願います。

（注）大阪府内の公立学校とは、①小中学校〔大阪市立・堺市立学校及び豊能地区（豊中市・池田市・箕面市・豊能町・能勢町）の市立・町立学校を除く〕②大阪府立高等学校、岸和田市立産業高等学校（定時制）、東大阪市立日新高等学校（定時制）③大阪府立支援学校、八尾市立特別支援学校をいう。

## 電算入力票

1	2	3	4	※登録区分					※整理番号				11	12	P.9の記入要領、P.12の記入例、およびP.13の「電算コード表」を参照し、記入してください。													
D	W	0	5						K																			
カナ氏名		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	性別	28	M・W									
漢字氏名																	29	30	31	32	33	34	35	生年月日		S・H	年 月 日	
郵便番号		36	37	38	39	40	41	42	住所コード(A)				43	44	45	46	47											
住所		都道府県 市区町村																										
電話番号		48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	※				60	61	62	63	64	65	66	67	68		
免許コード(B)	1	校種・教科(B-1)		69	70	種類(B-2)		71	科目(B-3)		72	73	74	希望職種コード(C)		93												
	2	校種・教科(B-1)		75	76	種類(B-2)		77	科目(B-3)		78	79	80	希望校種コード(D)		第1希望 94 第2希望 95 第3希望 96 第4希望 97												
	3	校種・教科(B-1)		81	82	種類(B-2)		83	科目(B-3)		84	85	86	希望地区コード(E)		第1希望 98 99 第2希望 100 101 第3希望 102 103 第4希望 104 105												
	4	校種・教科(B-1)		87	88	種類(B-2)		89	科目(B-3)		90	91	92	勤務期間月数コード(F)		106 107												